

広島市省エネ機器導入支援事業補助金
よくある質問（Q & A） 第6版

令和6年2月現在

〔本Q & Aは、予告なく追記、変更される可能性があります。予めご了承ください。〕

目次

- Q1：どのような事業者が対象となるか。
- Q2：個人事業主はどのような者が対象となるか。
- Q3：個人事業主で確定申告をしていない場合はどうなるか。
- Q4：今後、広島市内で開業を予定しているが、申請は可能か。
- Q5：医療法人、社会福祉法人、学校法人等は対象となるか。
- Q6：常時使用する従業員の定義とは。
- Q7：パートやアルバイトであれば従業員数に含まなくてもよいか。
- Q8：従業員数は広島市外の事業所の人数も含まれるか。
- Q9：いつ時点の従業員数で判断すればよいか。
- Q10：中小企業者等の要件となっている資本金の額等や従業員の数は、各事業所単位で見ればよいか。
- Q11：中小企業者等の規模について、資本金の額等と従業員の数の双方の基準を満たす必要があるか。
- Q12：「広島市内に事業所を有する」とは。
- Q13：住宅は事業所に含まれるか。
- Q14：本店は広島市外だが、事業所が広島市内にある。当該事業所において補助対象事業を実施したが、対象となるか。
- Q15：広島市内に住所及び事業所を有する中小企業が、広島市外にある別の事業所に設置する目的で補助対象機器を導入する場合、対象となるか。
- Q16：借主が、自社等で賃借している事業所に設置する目的で購入する場合、対象となるか。
- Q17：1事業者当たりの申請回数に上限はあるか。
- Q18：広島市内に複数の事業所を有している中小企業だが、事業所ごとの申請は可能か。
- Q19：1社で複数の応募はできるか。可能な場合は一括で申請することは可能か。
- Q20：購入のタイミングが異なる複数の補助対象機器を購入する予定だが、機器ごとに分けて申請をしたほうがよいか。
- Q21：広島市内に複数の事業所があるが、すべての事業所で対象機器の導入を検討している。上限額は総額で1,000万円となるのか。それとも、一事業所当たり1,000万円となるのか。
- Q22：複数のグループ企業を傘下に持っているが、グループ企業ごとに申請をすることは可能か。
- Q23：個人事業主で自宅を事務所に行っている。事業用と居住用の共用部分におけるLED照明や空調機器の設置等の取組は、対象となるか。
- Q24：他の補助制度との併用は可能か。
- Q25：どのような機器が対象となるか。
- Q26：対象機器かどうかの確認はどのようにすればよいか。
- Q27：中古品やリース品は対象となるか。
- Q28：LED照明については、どのようなものでも対象となるか。
- Q29：トップランナー基準を達成していることが簡単にわかるものはあるか。
- Q30：LED照明からLED照明に更新する場合も対象となるか。
- Q31：LED照明について、電球の交換だけでも補助対象となるか。
- Q32：自社製品を補助対象機器として申請することは可能か。
- Q33：老朽化又は壊れている既存機器を更新したいが、対象となるか。
- Q34：補助対象経費はどのようなものがあるか。
- Q35：付属設備の範囲はどこまでか。

追記や修正を加えた箇所に、マーカーを引いています。

Q36：元々あった機器の撤去や処分に係る費用は対象となるか。

Q37：自社で施工する場合の工事費用は対象となるか。

Q38：設置工事に必要な足場の費用や安全対策費等は補助対象経費に含まれるか。

Q39：補助対象機器の更新に伴い、床面や壁面のクロス等を修復する経費は補助対象経費に含まれるか。

Q40：補助対象機器の設置に必要となる、建屋の建築及びその基礎工事は対象となるか。

Q41：補助対象となる工事と一緒に対象とならない工事（全額自己負担で行うもの）を同時に発注することは可能か。

Q42：既に工事業者等へ発注（契約）している場合も対象となるか。

Q43：業者から早急に着手金を払うように求められているが、交付決定前に着手金だけを支払うことは問題ないか。

Q44：なぜ、交付決定後でなければ契約や発注等を行ってはならないのか。

Q45：業者の選定は交付決定前に行っても問題はないか。また、入札手続き等の準備は交付決定前に進めても問題はないか。

Q46：申請は先着順か。

Q47：予算がなくなり、申請受付期間内に受付を終了する可能性はあるか。

Q48：申請を代理で行ってもよいか。

Q49：補助金を申請するための各種提出書類はどこで入手できるか。

Q50：申請内容に不備書類や不足書類があった場合はどうなるか。

Q51：申請書を紙で提出しても問題ないか。

Q52：郵送で申請する際は、普通郵便で郵送すればよいか。

Q53：申請書を市役所や区役所の窓口へ持ち込んでも受け付けてもらえるか。

Q54：採択基準はあるか。

Q55：交付申請書等の申請者欄は本社の所在地を記載すればよいか。それとも補助対象事業を実施する事業所の所在地を記載すればよいか。

Q56：登記事項証明書はどこで何を取得すればよいか。

Q57：役員等氏名一覧表を作成する際に注意すべきことはあるか。

Q58：納税証明書はどこで取得すればよいか。

Q59：発行後3か月以内とは、いつから3か月以内か。

Q60：なぜ、消費電力やガス消費量等を記載しないとイケないのか。

Q61：見積書は何社分提出すればよいか。

Q62：見積書の内容について注意点はあるか。

Q63：見積書に記載されている「見積の有効期限」が切れている場合でも問題ないか。

Q64：出精値引きや調整値引きなどの値引きがある場合は、どのように申請額を計算すればよいか。

Q65：提出書類にある、カタログ等の資料とは何か。

Q66：工事業者を紹介してもらうことは可能か。

Q67：現地調査を行うことはあるか。

Q68：補助対象事業の期間はいつからいつまでか。

Q69：補助対象事業はいつまでに完了する必要があるか。

Q70：事業完了とは、機器等の引き渡しが終わった状態のことを意味するのか。

Q71：リース契約は対象となるか。

Q72：業者への支払はいつまでか。

Q73：期限までに補助対象機器の設置工事が完了すれば、施工業者への支払が完了していなくても問題ないか。

Q74：支払はどのように行えばよいか。

Q75：クレジットカードでの支払の場合も補助対象となるか。

Q76：補助金の受け取り時期はいつか。

Q77：補助金の概算払いは可能か。

Q78：ウクライナ情勢や半導体等の影響により、実績報告書提出期限までに設置が完了しない可能性がある。提出期限を過ぎた場合、補助金は受けられないのか。

Q79：交付決定後、導入する補助対象機器を変更したい場合の手続きは。

Q80：交付決定後、追加で別の補助対象機器も更新することにしたが、変更申請により増額してもらうことは可能か。

Q81：交付決定後に補助対象機器や補助対象経費に変更が生じてても問題ないか。

Q82：交付決定後に補助対象経費を精査した結果、事業費が増額してしまった場合に補助金を増額してもらうことは可能か。

Q83：交付決定後に補助事業の廃止をした場合、ペナルティはあるか。

Q84：交付決定後に辞退することは可能か。

【令和5年3月10日 第2版より追加】

Q85：広島市内に新たに工場を新設しようとしており、補助対象機器を導入する予定だが、対象となるか。

Q86：アパートや戸建てなど、住宅用の不動産賃貸業を営んでいるが、入居者用に整備している設備（給湯設備、空調設備、共用部の照明等）の更新に本補助金を利用することは可能か。

Q87：自社が所有する施設を他人（他社）に賃貸している（ビルオーナー、貸しビル事業者等）が、賃借先に使用させている機器の更新は対象となるか。

Q88：自社が所有する施設を他人（他社）に賃貸している（ビルオーナー、貸しビル事業者等）場合で、入居者がいないフロアの機器を更新したいか対象となるか。

Q89：自社が所有する施設を他人（他社）に賃貸している（ビルオーナー、貸しビル事業者等）場合で、共用部分や管理人室の機器の更新は申請の対象となるか。

Q90：事業所を賃借しているが、元々オーナーが整備している附帯設備を本補助金によって借受人が更新することは可能か。

Q91：既存機器の台数と導入予定機器の台数が異なる場合、申請は可能か。

Q92：更新した既存機器は速やかに廃棄する必要があるか。

Q93：現況機器（更新前）の写真は、型番まで撮影する必要があるか。

Q94：工事途中の写真も撮影しておく必要があるか。

Q95：補助対象機器一覧に記載の補助金額とは何か。

Q96：高効率照明について、省エネ型製品情報サイトに登録がないものでも対象になるか。

Q97：確定申告書や開業届については、税務署受領印や電子申告受信通知のないものでもよいか。

Q98：更新する機器は着脱可能な取り付け方でも問題ないか。

Q99：カタログ等の資料はただ提出するだけでもよいか。

【令和5年3月13日 第3版より追加】

Q100：LED照明についてトップランナー基準を達成していても、省エネ性マークの明示ができれば補助対象機器とはならないのか。

【令和5年7月20日 第4版より追加】

Q101：既に本事業の補助金の交付決定を受けているが、同じ事業所で別の機器を更新しようと思うが対象となるか。

Q102：既に本事業の補助金の交付決定を受けているが、別の事業所での機器更新であれば対象となるか。

Q103：「持参の場合に提出できる申請書は1回につき1件まで」とあるが、どういう意味か。

Q104：1人で複数の法人（A社とB社）を経営しており、それぞれの事業所において機器を更新しようと思うが、1人で窓口を持参する場合はどちらか1件しか提出できないのか。

第6版より削除

Q105：申請書類に漏れがあった場合はどうなるか。

Q106：賃貸借契約書は賃借物件の所在地が分かるページのみ提出すれば問題ないか。

Q107：業者への支払は申請者と異なる名義によるものでも問題ないか。

Q108：見積書の内容について注意点はありますか。（その2）

Q109：個人事業主だが、申請書類の記載内容について注意すべき点はあるか。（その1）

Q110：個人事業主だが、申請書類の記載内容について注意すべき点はあるか。（その2）

【令和5年7月27日 第5版より追加】

Q111：追加募集でも前回同様に郵送での申請は可能か。

【令和6年2月5日 第6版より追加】

Q112：抽選はどのように実施するのか。

Q113：抽選結果は通知されるのか。

Q114：当選したら必ず補助金がもらえるのか。

Q115：申請書類一式は返却されるのか。

Q1：どのような事業者が対象となるか。

A：○ 会社又は個人事業主の場合

下表に該当する会社及び個人事業主が対象になります。

業種		資本金	従業員
製造業等		3億円以下	300人以下
卸売業		1億円以下	100人以下
小売業		5千万円以下	50人以下
サービス業		5千万円以下	100人以下
特例	ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下

○ 組合の場合

企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合（組合によっては別に要件がある場合があります。詳しくは募集要項をご確認ください。）

○ NPO法人の場合

- ・ 法人税法上の収益事業を行っており、法人税に係る確定申告を行っていること。
- ・ 認定特定非営利活動法人ではないこと。
- ・ 常時使用する従業員の数が300人以下であること。

Q2：個人事業主はどのような者が対象となるか。

A：個人事業主として開業届の提出や確定申告を行っている方が該当します。

Q3：個人事業主で確定申告をしていない場合はどうなるか。

A：確定申告をしていない場合であっても、開業届の提出があれば対象となります。ただし、いずれも提出することができない場合は、本事業の対象とはなりません。

Q4：今後、広島市内で開業を予定しているが、申請は可能か。

A：申請時点で開業していることが必要であるため、申請していただく時期は開業後となります。

Q5：医療法人、社会福祉法人、学校法人等は対象となるか。

A：社団法人、財団法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人などは補助対象外です。

Q6：常時使用する従業員の定義とは。

A：常時使用する従業員数とは、「予め解雇の予告を必要とする者」のことを意味します（労働基準法第20条、第21条）。基本的に下記の者は、常時使用する従業員からは除外されます。

- ① 日々雇い入れられる者
- ② 2か月以内の期間を定めて使用される者
- ③ 季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者
- ④ 試の使用期間中の者

ただし、①については、1か月を超えて引き続き使用されている場合、②及び③については、所定の期間を超えて使用されている場合、④については、14日を超えて引き続き使用されている場合は、従業員数に数えます。なお、会社役員、個人事業主本人については、従業員数には含みません。

Q7：パートやアルバイトであれば従業員数に含まなくてもよいか。

A：雇用形態がパートやアルバイトであっても、Q6の除外条件に該当しなければ、従業員数に含む必要があります。

Q8：従業員数は広島市外の事業所の人数も含まれるか。

A：従業員数は企業全体の人数となります。そのため、広島市外の事業所も含めた申請者が雇用する全ての従業員が含まれます。

Q9：いつ時点の従業員数で判断すればよいか。

A：交付申請日時点の従業員数で判断してください。

Q10：中小企業者等の要件となっている資本金の額等や従業員の数、各事業所単位で見ればよいか。

A：企業全体の資本金の額（出資の総額）や従業員数をご確認ください。

Q11：中小企業者等の規模について、資本金の額等と従業員の数の双方の基準を満たす必要があるか。

A：資本金の額（出資の総額）又は常時使用する従業員のいずれか一方の基準を満たしていれば対象となります。

Q12：「広島市内に事業所を有する」とは。

A：店舗・工場・事務所・支店等が広島市内に所在していることをいいます。これらは申請時に提出していただく資料により確認させていただいた上で判断します。

例：事業所税申告書事業所等明細書／固定資産税・都市計画税納税通知書 固定資産課税明細書／固定資産税課税台帳記載事項証明／不動産登記事項証明書／建築確認資料／賃貸借契約書 **（いずれも申請者名義のものが必須です）**

Q13：住宅は事業所に含まれるか。

A：含まれません。ただし、自宅兼事業所（店舗）のような場合には、事業所部分において事業の用に供している機器の更新については対象になり得ます。その際は、導入場所が事業用スペースであることが分かるように、写真や図面で分かりやすく示していただく必要があります。

Q14：本店は広島市外だが、事業所が広島市内にある。当該事業所において補助対象事業を実施したいが、対象となるか。

A：広島市内の事業所において補助対象事業を実施するのであれば、本店の所在地にかかわらず対象となります。

Q15：広島市内に住所及び事業所を有する中小企業が、広島市外にある別の事業所に設置する目的で補助対象機器を導入する場合、対象となるか。

A：導入した機器は「広島市内の事業所に設置され、かつ、補助対象者の事業の用に供される」ものである必要があるため、対象外となります。

Q16：借主が、自社等で賃借している事業所に設置する目的で購入する場合、対象となるか。

A：借主（中小企業者等に限り）が申請するもので、貸主と締結している賃貸借契約に抵触しなければ、対象となります（Q85～Q90もあわせてご確認ください。）。

Q17：1事業者当たりの申請回数に上限はあるか。

A：1事業者当たり1回限りです。

Q18：広島市内に複数の事業所を有している中小企業だが、事業所ごとの申請は可能か。

A：事業所ごとの申請はできません。事業所の数によらず、1事業者につき1回限りの申請となります。ただし、複数の事業所に導入する場合や、1事業所に複数の機器を導入する場合に、1回の申請にまとめて提出していただくことは可能です。

Q19：1社で複数の応募はできるか。可能な場合は一括で申請することは可能か。

A：申請できる回数は1回限りとなりますので、1社で複数の事業所に補助対象機器を導入する場合や1事業所に複数の補助対象機器を導入する場合は、1つの申請にまとめていただく必要があります。

Q20：購入のタイミングが異なる複数の補助対象機器を購入する予定だが、機器ごとに分けて申請をしたほうがよいか。

A：交付申請は同一事業者につき1回限りとしています。異なるタイミングで導入する場合であっても、まとめて申請してください。

Q21：広島市内に複数の事業所があるが、すべての事業所で対象機器の導入を検討している。上限額は総額で1,000万円となるのか。それとも、一事業所当たり1,000万円となるのか。

A：上限額は1事業者につき1,000万円となります。補助金の上限額が1,000万円×事業所数になるわけではありません。

Q22：複数のグループ企業を傘下に持っているが、グループ企業ごとに申請をすることは可能か。

A：それぞれが別の法人格であれば、グループ企業ごとに申請をすることは可能です。

Q23：個人事業主で自宅を事務所にしている。事業用と居住用の共用部分におけるLED照明や空調機器の設置等の取組は、対象となるか。

A：自宅兼事業所（店舗）の場合、事業専用で使用している部分であって、事業の用に供している機器の更新であれば補助の対象となります。

以下は考え方の一例です。

- ① 事務所の玄関と自宅用の玄関が分かれており、事業専用で使用している玄関・廊下・事務室・トイレがある場合、その部分における空調や照明等はいずれも補助の対象になり得ます。
- ② 事務所の玄関と自宅用の玄関が1つで、居間を事務室として使用している場合、居間における機器更新のみが補助の対象になり得ます。他の共用部分における機器更新は補助の対象となりません。

Q24：他の補助制度との併用は可能か。

A：本補助事業は国や他の地方公共団体が実施する補助金等との併用は認めていません。

Q25：どのような機器が対象となるか。

A：経済産業省が実施する「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金（C）指定設備導入事業」において、補助対象設備として登録、公表されている製品が主に対象となります。また、高効率照明は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく当該設備の性能の向上に関する製造事業者等の判断基準を満たすLED照明（トップランナー基準を達成したLED照明）は対象としています。

高効率空調	工作機械
業務用給湯器	プラスチック加工機械
高性能ボイラ	プレス機械
高効率コージェネレーション	印刷機械
変圧器	ダイカストマシン
冷凍冷蔵設備	産業ヒートポンプ
産業用モータ	
調光制御設備	
高効率照明（省エネ法で定めるトップランナー基準を満たすLED照明）	

Q26：対象機器かどうかの確認はどのようにすればよいか。

A：経済産業省が実施する「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金（C）指定設備導入事業」において、補助対象設備として登録、公表されている製品一覧により、型番等が該当するかご確認ください。なお、高効率照明（トップランナー基準を満たすLED照明）については、省エネルギーラベル又はカタログ等でご確認いただくか、下記の省エネ型製品情報サイトを参考にしてください。

<https://seihinjyoho.go.jp/>

Q27：中古品やリース品は対象となるか。

A：対象となりません。未使用品（新品）で導入したものに限りません。

Q28：LED照明については、どのようなものでも対象となるか。

A：全てのLED照明が対象となるわけではなく、調光制御設備又は高効率照明のうち、条件を満たしたものが対象となります。調光制御設備は、経済産業省が実施する「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金（C）指定設備導入事業」において、補助対象設備として登録、公表されているものであり、高効率照明は、2020年度を目標年度として省エネ基準達成率100%以上である照明器具（LED電灯器具）に限りません。電球（LEDランプ）は対象となりません。

Q29：トップランナー基準を達成していることが簡単にわかるものはあるか。

A：省エネ法によって決められた省エネ性能が目標基準に達しているかを表す「省エネルギーラベル」、製品の省エネ性能を星の数で表した「統一省エネラベル」が挙げられます。トップランナー基準＝省エネ基準達成率が100%以上の場合は、省エネ性マークがグリーンで表示され、100%を下回るとオレンジで表示されます。

本事業で対象とする高効率照明は、トップランナー基準を満たすものである必要があるため、省エネ性マークがグリーンの製品を選んでいただく必要があります。

Q30：LED照明からLED照明に更新する場合も対象となるか。

A：既存の照明設備を新たに対象となるLED電灯器具に更新するものである必要があります。よって、蛍光灯式、水銀灯式、白熱灯式等の照明からLED電灯器具に更新する場合に限り対象となります。LED照明からLED照明に更新する場合は対象となりません。

Q31：LED照明について、電球の交換だけでも補助対象となるか。

A：電球のみの交換等、工事委託費を伴わない場合は対象となりません。照明機器そのものの入れ替え及び入れ替えに伴う安定器の撤去やバイパス工事が伴うものが対象となります。

Q32：自社製品を補助対象機器として申請することは可能か。

A：自社の製品であっても、補助対象機器に該当するものであれば申請は可能です。

Q33：老朽化又は壊れている既存機器を更新したいが、対象となるか。

A：現在、事業の用に供している機器の更新が対象となるため、老朽化して使用していない機器及び壊れており使用できない機器の更新は対象外となります。

Q34：補助対象経費はどのようなものがあるか。

A：補助対象経費は、機器購入費（補助対象機器の購入に係る費用をいう。）及び工事委託費（第三者に委託する補助対象機器の据付等に要する費用であって、必要な配管・配電等の工事費及び設置搬入費などをいう。）とします。具体的には、下表のとおりです。

機器購入費	補助対象機器、更新に必要不可欠な付属設備の購入に係る費用
工事委託費	更新機器の設置や運搬（配送）、撤去に係る作業費用
対象外経費	既存機器の処分費用、メンテナンス費（保証料）、保守契約費用、内訳が不明瞭な経費、自社施工した場合の工事費用、事業の用に供さない機器の費用、租税公課、振込手数料など

※ 既存機器の処分費用は補助対象外経費ですが、既存機器の処分は必須です。

Q35：付属設備の範囲はどこまでか。

A：補助対象機器を稼働させるために必要な範囲の設備となります。例えば、空調機器について、適切な稼働に必要な配管等の部品の購入に係る費用は対象となります。

Q36：元々あった機器の撤去や処分に係る費用は対象となるか。

A：撤去に係る作業費用（人件費）は対象となりますが、撤去後の処分に係る処分費用は対象となりません。必ず、撤去費用と処分費用の内訳が分かるように見積書を作成してください。撤去費用と処分費用の内訳が記載されていない場合は、その理由を事務局から確認させていただきます。なお、内訳を明記していただけない場合は、不明瞭な部分に係る全ての経費を対象外とさせていただきます。また、処分費用は補助対象外経費ですが、既存機器の処分は必須です。

Q37：自社で施工する場合の工事費用は対象となるか。

A：自社で工事を行う場合は、工事費が対象外となる可能性があります。見積書の内容を確認し審査します。

Q38：設置工事に必要な足場の費用や安全対策費等は補助対象経費に含まれるか。

A：法令（労働安全衛生規則等）により、工事の際に設置が義務付けられている経費（仮設足場や安全対策費等）は、補助対象経費に含まれます。

Q39：補助対象機器の更新に伴い、床面や壁面のクロス等を修復する経費は補助対象経費に含まれるか。

A：補助対象機器の更新に伴う工事等により、やむを得ず現状復旧する必要がある場合には、必要最小限の範囲内で認められます。ただし、単なる経年劣化や色合わせ等の理由で張り替えをすることは認められません。

Q40：補助対象機器の設置に必要となる、建屋の建築及びその基礎工事は対象となるか。

A：対象になりません。

Q41：補助対象となる工事と一緒に対象とならない工事（全額自己負担で行うもの）を同時に発注することは可能か。

A：別々に発注することが望ましいですが、一緒に発注しても問題はありません。ただし、その場合には、補助対象事業の経費と補助対象外事業の経費が、見積書や発注書・契約書、請求書等の中で明確に判別できるようにしてください。

Q42：既に工事業者等へ発注（契約）している場合も対象となるか。

A：対象外となります。必ず、交付決定後に契約、発注、支払をするよう注意してください。

Q43：業者から早急に着手金を払うように求められているが、交付決定前に着手金だけを支払うことは問題ないか。

A：着手金であっても、交付決定前に支払っていることが判明した場合、対象外となりますので、ご注意ください。

Q44：なぜ、交付決定後でなければ契約や発注等を行ってはならないのか。

A：交付決定前に契約、発注等を行っていた場合で、不交付となってしまった場合には、申請者に不利益が生じることが想定されますので、交付決定後に契約、発注等をしていただくよう定めています。

Q45：業者の選定は交付決定前に行っても問題はないか。また、入札手続き等の準備は交付決定前に進めても問題はないか。

A：そのような準備を進めること自体は問題ありません。ただし、補助対象経費を精査した結果、申請者が想定する補助金額とならないことがありますので、予めご了承ください。また、契約や発注に関しては交付決定日以降に可能となりますので、注意してください。

Q46：申請は先着順か。

A：先着順ではありません。申請期間内に受け付けたものから抽選で採択候補者を決定します。

Q47：予算がなくなり、申請受付期間内に受付を終了する可能性はあるか。

A：先着順ではなく抽選で採択候補者を決定しますので、申請期間中に受付を終了することはありません。

Q48：申請を代理で行ってもよいか。

A：誓約事項があるため、代理での申請はできません。必ずご自身で申請書類を作成してください。

Q49：補助金を申請するための各種提出書類はどこで入手できるか。

A：郵送又は窓口での申請をご希望の場合は、下記の広島市省エネ機器導入支援事業補助金専用ホームページから申請書類一式をダウンロードし、作成の上、全ての必要書類を揃えて事務局に申請してください。ダウンロードができない場合は、事務局までお問い合わせください。

オンラインでの申請をご希望の場合は、必要事項を入力し、必要な添付書類を揃えて専用ホームページ上の申請フォームから申請してください。

Q50：申請内容に不備書類や不足書類があった場合はどうなるか。

A：申請書類に不備等があった場合は、正式な受付完了とはなりません。事務局から不備等に関する連絡をしますので、連絡を受けた場合は速やかに対応してください。不備等が解消された時点で、受付完了となります。

Q51：申請書を紙で提出しても問題ないか。

A：郵送でも受け付けることは可能です。ただし、申請期間内（令和6年3月1日～令和6年3月19日）までに必着のものでなければ受け付けることができませんのでご注意ください。なお、郵送の場合、申請期間内の消印であれば有効とします。

Q52：郵送で申請する際は、普通郵便で郵送すればよいか。

A：郵送で申請する場合は、下記による方法に限定しますので、ご了承ください。

- ・ 一般書留
- ・ 簡易書留
- ・ レターパックプラス※

※レターパックライトではありませんので、ご注意ください。

Q53：申請書を市役所や区役所の窓口へ持ち込んでも受け付けてもらえるか。

A：本事業に関する問合せや申請の受付は、広島市省エネ機器導入支援事業補助金事務局で一元的に行います。市役所や区役所の窓口では、申請の受付や問い合わせ対応は行いませんので、ご了承ください。

<広島市省エネ機器導入支援事業補助金事務局>

住所 〒730-0042 広島市中区国泰寺町一丁目 8-20 国泰寺信愛ビル6階

電話 082-236-6705

受付時間 9:00～17:00 土・日・祝祭日・年末年始を除く

Q54：採択基準はあるか。

A：本事業では成果目標の設定やポイントに基づく採択等を行いません。提出いただいた資料を精査し、申請者及び申請内容が要件を満たしていることが確認され次第、予算の範囲内で順次交付決定を通知します。ただし、申請の受付後であっても、予算額に達した場合は、交付決定できないことがありますので、余裕を持った申請をしていただきますようお願いいたします。

Q55：交付申請書等の申請者欄は本社の所在地を記載すればよいか。それとも補助対象事業を実施する事業所の所在地を記載すればよいか。

A：法人の代表者様に申請を行っていただく必要があります。そのため、機器を導入する事業所とは別に本社等がある場合は、本社等の所在地や名称、代表者を記入してください。事業計画書（第4号様式）には、補助対象事業を実施する事業所の所在地を記載していただく必要があります。

Q56：登記事項証明書はどこで何を取得すればよいか。

A：履歴事項全部証明書を法務局で取得してください。現在事項証明書ではありませんので、ご注意ください。

Q57：役員等氏名一覧表を作成する際に注意すべきことはあるか。

A：履歴事項全部証明書に記載のある取締役、監査役全員の氏名、生年月日、性別、住所を漏れなく記載していただく必要がありますので、ご注意ください。個人事業主の場合は、代表者の情報のみ記入してください。

Q58：納税証明書はどこで取得すればよいか。

A：市税事務所、税務室、出張所、市役所サービスコーナー、市役所税務部市民税課又は収納対策部徴収第一課の窓口にて、市税の「滞納がないこと」の証明書を取得してください。

Q59：発行後3か月以内とは、いつから3か月以内か。

A：事務局において申請書を受理した日から3か月以内の証明書になります。

Q60：なぜ、消費電力やガス消費量等を記載しないといけないのか。

A：本事業は、電気料金等が高騰する中で、省エネを支援することでコスト低減につなげていただくと同時に、地域の脱炭素化を図ることを目的としています。本事業の実施によって、どの程度エネルギー消費量が削減されたかを確認することで、事業の効果を測ろうとするものですので、補助金申請時には必ず記載してください。

Q61：見積書は何社分提出すればよいか。

A：申請者ご自身で、同条件・同内容の見積書を2社分以上ご提出ください。

Q62：見積書の内容について注意点はありますか。

A：補助対象経費と補助対象外経費が明確に判別できるように、「△△工事一式◆◆円」「諸経費●●円」ではなく、全ての品目や工事の内容ごとに金額が記載されているものを徴してください。判別が不明な場合には、不明瞭な部分に係る全ての経費を対象外とする場合があります。また、複数の事業所の機器を更新する場合は、事業所ごとに見積書の内訳を分けて提出してください。

Q63：見積書に記載されている「見積の有効期限」が切れている場合でも問題ないか。

A：交付申請自体には問題はありませんが、万が一、交付決定後に製品等の値上がりが判明した場合であっても、交付決定額を増額することはできません。そのため、できる限り最新の見積書の添付を推奨します。

Q64：出精値引きや調整値引きなどの値引きがある場合は、どのように申請額を計算すればよいか。

A：値引きがある場合は、値引き後の金額から補助対象外経費（租税公課、処分費等）を差し引いた額が補助対象経費となります。この補助対象経費に4分の3を乗じて得られた額が申請額となります。

以下は考え方の一例です。（税抜きとします）

- ・ A機器とB機器の2台を更新
- ・ Aの機器代が200万円、Bの機器代が100万円
- ・ Aの機器の更新に要する工事費（撤去費用も含む）が50万円、Bの機器の更新に要する工事費（撤去費用も含む）が25万円
- ・ A、Bの機器の処分費用がそれぞれ3万円
- ・ 端数の81万円について値引きがあった
- ・ 値引き後の合計額は300万円だった

値引き後の合計額300万円から補助対象外経費である処分費用の6万円を差し引いた294万円が補助対象経費となります。申請額は294万円×3/4＝220万5,000円となります。

Q65：提出書類にある、カタログ等の資料とは何か。

A：主にメーカー、製品名、型番が分かるカタログ又はホームページの写しを意味します。

Q66：工事業者を紹介してもらうことは可能か。

A：特定の工事業者を紹介することはできません。

Q67：現地調査を行うことはあるか。

A：必要に応じて現地調査を実施することがありますので、その際は当該調査に協力していただく必要があります。

Q68：補助対象事業の期間はいつからいつまでか。

A：交付決定日から令和6年12月20日までとなります。期間内に補助対象機器を事業所に設置し、業者へ代金の支払を終えていただく必要があります。

Q69：補助対象事業はいつまでに完了する必要があるか。

A：令和6年12月20日までに完了していただく必要があります。これは工事を完了していただく期限ではなく、業者への支払等が終了し、本市への報告まで完了していただく期限です。

Q70：事業完了とは、機器等の引き渡しが終わった状態のことを意味するのか。

A：補助対象機器を事業所に設置し、業者に代金を支払い終えた状態を意味します。

Q71：リース契約は対象となるか。

A：購入等により所有権が移転することを約して取得する場合を対象としています。そのため、リース等の賃貸借契約等による場合は対象外です。

Q72：業者への支払はいつまでか。

A：事業実績報告書の提出期限（令和6年12月20日）までにすべての支払を完了していただく必要があります。支払の完了とは、支払先が資金を受領した時点で完了となりますので、振り込み予約の段階は完了ではありません。また、支払は銀行振込のみとなります。

Q73：期限までに補助対象機器の設置工事が完了すれば、施工業者への支払が完了していなくても問題はないか。

A：期限までに補助対象機器の設置、施工業者への支払、本市への事業実績報告書の提出を終えていただく必要があります。

Q74：支払はどのように行えばよいか。

A：支払に当たっては銀行振込のみとします。その際、支払額、支払日、支払人、受取人の情報等が確認できるものを拳証資料として保管してください。また、振込手数料は申請者負担としてください。

Q75：クレジットカードでの支払の場合も補助対象となるか。

A：経費の支払は銀行振込のみ認めています。令和6年12月20日までに全ての支払を終え、かつ、納品が終わっている必要があります。クレジットカードでの支払については対象となりません。

Q76：補助金の受け取り時期はいつか。

A：事業実績報告書を提出いただき、その後、必要に応じて確認検査を実施し、補助金額の確定をします。額確定通知書の受領後、交付請求書を提出していただき、審査完了後、おおむね1か月後を目途に指定口座へ振り込みます。

Q77：補助金の概算払いは可能か。

A：概算払いは行いません。

Q78：ウクライナ情勢や半導体等の影響により、実績報告書提出期限までに設置が完了しない可能性がある。提出期限を過ぎた場合、補助金は受けられないのか。

A：当初の事業予定期間を超過する見込みの場合は、事前に事務局へご相談ください。その後、必要な書類を添えて、速やかに変更等承認申請書（第9号様式）を提出していただきます。なお、やむを得ない事情であっても、令和6年12月20日までに事業を完了（補助対象機器の設置、業者への支払の完了、本市への事業実績報告書の提出）できない場合は、補助金を支払うことができませんのでご注意ください。また、申請時点で、令和6年12月20日までに事業を完了することができないことが明らかな場合は、他の申請者の迷惑となりますので、申請を控えていただくようお願いします。

Q79：交付決定後、導入する補助対象機器の型番が変更となる場合の手続きは。

A：原則、認められません。ただし、導入予定の製品等が販売中止になった、製造中止となったため後継機に変更する又は半導体の影響等による納期の延長等、やむを得ない理由で導入する製品等を同等品に変えたい場合は、事前に事務局へご相談ください。その後、必要な書類を添えて、事業変更等承認申請書（第9号様式）を提出していただきます。なお、事後の承認申請は認めません。

Q80：交付決定後、追加で別の補助対象機器も更新することにしたが、変更申請により増額してもらうことは可能か。

A：できません。複数の機器を申請していただくこと自体は可能なので、まとめて申請してください。1事業者につき1回限りの申請となりますので、慎重にご検討ください。

Q81：交付決定後に補助対象機器や補助対象経費に変更が生じて問題ないか。

A：変更が生じると分かった時点で必ず事務局に相談してください。補助対象経費が増えた場合でも補助金の上限額は交付決定額となる点にご留意ください。

Q82：交付決定後に補助対象経費を精査した結果、事業費が増額してしまった場合に補助金を増額してもらうことは可能か。

A：できません。交付決定通知書に記載された補助金交付決定額が上限になります。可能な限り正確な事業費を基に申請をしていただきますようお願いいたします。

Q83：交付決定後に補助事業の廃止をした場合、ペナルティはあるか。

A：補助金受領前の交付決定取り消しによる罰則等は原則ありませんが、本事業への参加に当たっては、事業完了までのスケジュール等を把握していただき、計画廃止等にならないよう、よく検討された上での申請をお願いいたします。

Q84：交付決定後に辞退することは可能か。

A：不可能ではありませんが、辞退することによって、本来、申請できた事業者が機器更新の機会を失うことにつながりますので、やむを得ない事情を除き、辞退するようなことは厳に控えてください。辞退（中止）される場合は、事前に事務局へご相談ください（事業内容や事業額を変更する場合も同様です。）。その後、必要な書類を添えて、事業変更等承認申請書（第9号様式）を提出していただきます。

【第2版（令和5年3月8日更新）から追加】

Q85：広島市内に新たに工場を新設しようとしており、補助対象機器を導入する予定だが、対象となるか。

A：対象となりません。既存の工場で事業の用に供している機器を、当該工場内で更新する場合にのみ対象となります。

Q86：アパートや戸建てなど、住宅用の不動産賃貸業を営んでいるが、入居者用に整備している設備（給湯設備、空調設備、共用部の照明等）の更新に本補助金を利用することは可能か。

A：賃借先が事業所ではない場合（賃貸用アパート等の居住の用に供する施設）は対象となりません。

Q87：自社が所有する施設を他人（他社）に賃貸している（ビルオーナー、貸しビル事業者等）が、賃借先に使用させている機器の更新は対象となるか。

A：自社が所有する施設の賃貸を事業としており、賃借先に使用させている機器を更新する場合は、対象となり得ます。ただし、補助対象機器は、市内の事業所において更新されるものである必要があるため、賃借先が事業所ではない場合（賃貸用アパート等の居住の用に供する施設）は対象となりません。また、申請者となるオーナーが中小企業者等に該当する必要があります。

Q88：自社が所有する施設を他人（他社）に賃貸している（ビルオーナー、貸しビル事業者等）場合で、入居者がいないフロアの機器を更新したいが対象となるか。

A：自社が所有する施設の賃貸を事業としている場合は、対象となり得ます。ただし、空きフロアが事業所ではない場合（賃貸用アパート等の居住の用に供する施設）は対象となりません。また、申請者となるオーナーが中小企業者等に該当する必要があります。

Q89：自社が所有する施設を他人（他社）に賃貸している（ビルオーナー、貸しビル事業者等）場合で、共用部分や管理人室の機器の更新は申請の対象となるか。

A：自社が所有する施設の賃貸を事業としており、申請者が自己の事業のためにビルの廊下や管理人室といった共用部分の機器を補助対象機器に更新する場合は、対象となり得ます。ただし、申請者となるオーナーが中小企業者等に該当する必要があります。なお、本制度では、居住の用に供する施設（賃貸用アパート、戸建て等）は対象外です。

Q90：事業所を賃借しているが、元々オーナーが整備している附帯設備を本補助金によって借受人が更新することは可能か。

A：本補助金は、機器の更新を目的としているため、更新対象の機器の所有者以外は申請できません。

Q91：既存機器の台数と導入予定機器の台数が異なる場合、申請は可能か。

A：原則、導入により撤去する機器の台数 \geq 導入予定機器の台数であれば、申請は可能です。なお、特別な事情があって機器の台数が増える場合は、更新前の効用の範囲内で、更新後のエネルギー使用量が減少することを示す資料等をご用意いただいた上で、個別にご相談ください。

Q92：更新した既存機器は速やかに廃棄する必要があるか。

A：省エネ及び地域の脱炭素化を目的に、既存機器を省エネ型の機器に更新していただくことを支援する事業であり、機器の増設は対象外としていることから、更新に伴い既存機器は廃棄していただきます。見積書には処分（廃棄）費用を必ず明記し、機器は廃棄してください。記載がない場合は、理由を確認させていただきます。

Q93：現況機器（更新前）の写真は、型番まで撮影する必要があるか。

A：必ずしも型番まで撮影する必要はありませんが、現況機器は全て写真を撮影して提出してください。一つ一つの撮影ではなく、複数をまとめて撮影しても構いませんが、**写真にそれぞれ番号を記入して、更新する機器がどれか、数量も確認できるように**してください。また、機器を更新する事業所の内観が分かるように複数枚の写真を撮影して提出してください。なお、図面にはどの角度から撮った写真が分かるように矢印や番号を記載するようにしてください。**写真台帳や図面の見本を作成していますので、参考にしてください。**

Q94：工事途中の写真も撮影しておく必要があるか。

A：撮影する必要があります。特に、高効率照明に関しては、管の付け替えだけでなく、工事が伴っていることを証明していただく必要がありますので、工事の過程の写真も撮影して提出してください。**また、工事中の写真には、作業した日がわかるように情報を入れ込んでください。**

Q95：補助対象機器一覧に記載の金額（補助金額）とは何か。

A：本事業においては関係ありません。本事業では、経済産業省が実施する「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金（C）指定設備導入事業」において補助対象設備として登録、公表されている製品を対象としているため、補助対象機器一覧を流用しています。また、この指定設備導入事業は定額補助となっているため、一覧に金額（補助金額）欄が設けられています。

Q96：高効率照明について、省エネ型製品情報サイトに登録がないものでも対象になるか。

A：トップランナー基準を達成している製品であっても、必ずしも当該サイトに登録されているわけではないため、申請者がカタログ等により当該製品がトップランナー基準を達成していることを証明できる場合は対象となり得ます。

Q97：確定申告書や開業届については、税務署受領印や電子申告受信通知のないものでもよいか。

A：原則は、税務署受領印又は電子申告受信通知があるものとします。ただし、税務署に控えの持参を失念した等の理由により受領印がないものについては、個別に事務局へご相談ください。

Q98：更新する機器は着脱可能な取り付け方でも問題ないか。

A：容易に着脱可能な取り付け方は不可とします。天井、床、壁面に固定し、容易に取り外すことができない状態に据え付けていただく必要があります。工事完了時の写真には、そのあたりが分かるような写真も撮影して提出してください。

Q99：カタログ等の資料はただ提出するだけでもよいか。

A：該当する機器の型番や写真に○を記載するなど、どの製品に更新するか分かるようにしてください。特に、LED照明や高効率空調の室内機に関しては、どの製品に更新するかを分かるようにした上で、提出してください。

【第3版（令和5年3月13日更新）から追加】

Q100：LED照明についてトップランナー基準を達成しているも、省エネ性マーク（グリーン）の明示ができれば補助対象機器とはならないのか。

A：トップランナー基準を達成していることが確認できれば、省エネ性マーク（グリーン）の明示がない場合でも対象とします。更新を検討している機器の固有エネルギー消費効率が次の条件を満たす必要があります。

（光源色が昼光色・昼白色・白色の場合） 100ルーメン/ワット以上であること。

（光源色が温白色・電球色の場合） 50ルーメン/ワット以上であること。

当該機器のカタログ等の資料で、固有エネルギー消費効率及び型番の箇所に○を記載するなどして分かりやすく明示してください。

【第4版（令和5年7月20日更新）から追加】

Q101：既に本事業の補助金の交付決定を受けているが、同じ事業所で別の機器を更新しようと思うが対象となるか。

A：原則対象となりません。別の機器の更新であっても、**これまでに交付決定を受けており、補助金を受領している事業者等は補助対象外となります。**

Q102：既に本事業の補助金の交付決定を受けているが、別の事業所での機器更新であれば対象となるか。

A：原則対象となりません。別の事業所での機器の更新であっても、これまでに交付決定を受けており、補助金を受領している事業者等は補助対象外となります。

Q103：「持参の場合に提出できる申請書は1回につき1件まで」とあるが、どういう意味か。

A：過去の申請の際に、申請のサポートをされた業者が複数社分の申請書を持参し提出するという事例が散見されました。補助金の申請は、申請者自身（従業員を含む）によって主体的に申請書類一式の用意がされ、提出される必要があります。窓口にて申請者（従業員を含む）に申請の意思を確認する必要もあると考え、このような対応をとらせていただくこととしました。ただし、小規模な事業者等であって、業務時間中であるため申請者自身（従業員を含む）での持参が困難な場合は、代理の方による申請も可能としますが、原則は申請者自身（従業員を含む）による提出とさせていただきます。

Q104：1人で複数の法人（A社とB社）を経営しており、それぞれの事業所において機器を更新しようと思うが、1人で窓口を持参する場合はどちらか1件しか提出できないのか。

A：1人で複数の法人の申請書を提出いただくことは可能です。ただし、「持参の場合に提出できる申請書は1回につき1件まで」を原則としますので、その場合は、まずはどちらかの申請書を提出していただいた後に、再び最後尾に並び直していただきもう一方の申請書を提出していただくこととなります。なお、並び直している最中に、申請額が予算の上限に達する場合がありますが、ご子承いただきますようお願いいたします。

Q105：申請書類に漏れがあった場合はどうなるか。

A：「記載が必要な箇所に記載がない」、「必ず提出していただく必要があるにもかかわらず資料の添付がない」といった場合には、申請の要件を満たしていないものとして受付ができない場合がありますので、必ず「提出前チェックシート」を確認し、準備に漏れがないかどうか確認してください。また、申請内容について確認する場合がありますので、必ず申請書の作成に関与した方が持参するようにしてください。

Q106：賃貸借契約書は賃借物件の所在地が分かるページのみ提出すれば問題ないか。

A：誰の名義でどのように賃借しているのかを確認する必要があるため、「所在地が分かるページ」や「賃貸人や賃借人の署名押印があるページ」を含む全てのページの写しを提出してください。また、機器の更新を検討する事業所が自社物件でない限りは賃借していると考えられますので、そのような場合は資料として賃貸借契約書を提出するようにしてください。

Q107：業者への支払は申請者と異なる名義によるものでも問題ないか。

A：認められません。補助金は、申請者が機器を更新するに当たって要した経費を補助する目的で交付を決定しています。申請者ではない別の名義人が支払った場合は、本来の趣旨から外れてしまうため、補助金を支給することができなくなります。必ず、申請者と同じ名義の口座から支払うよう注意してください。

Q108：見積書の内容について注意点はありますか。（その2）

A：Q62を参照してください。

また、必ず「製品の型番が記載されているか」、「2社の見積りに記載の型番が一致しているか」、「各項目の台数に誤りはないか」等を見積書の作成者及び申請者の双方で確認の上、提出してください。

Q109：個人事業主だが、申請書類の記載内容について注意すべき点はあるか。（その1）

A：「氏名又は名称」及び「代表者氏名」の欄に、事業主の氏名のみを記載してください。その際、「代表者役職」の欄は空欄にしてください（経営している店舗名等の記載も不要です）。

Q110：個人事業主だが、申請書類の記載内容について注意すべき点はあるか。（その2）

A：事業計画書及び機器の詳細計画書（第4号様式）の「2 補助対象機器を導入する事業所」の「所在地」欄には、導入する事業所（店舗）の住所、「名称」欄には店名等を必ず記載してください。（オンライン申請の場合も同じ）

【第5版（令和5年7月27日更新）から追加】

Q111：追加募集でも前回同様に郵送での申請は可能か。

A：第3次募集では可能です。詳細はQ51及びQ52をご確認ください。

【第6版（令和6年1月 日更新）から追加】

Q112：抽選はどのように実施するのか。

A：下記リンク先の抽選ツールを用いてランダムに抽選します。

<https://rakko.tools/tools/91/>

(1) 申請受付時に抽選番号を割り当て、次の方法で申請者にお知らせします。

ア オンライン申請の場合、受付完了後に届くメールに記載の番号が抽選番号となります。

イ 持参の場合、窓口で抽選番号を記載した用紙を配布します。

ウ 郵送の場合、書類の受付を確認後、抽選番号を記載した用紙を返送します。

(2) 各番号が記載されたリストをもとに、上記のツールを使ってランダムに抽選します。

(3) 当選した申請者の申請額を合計し、予算の上限に達した時点で抽選を終了します。

(4) 当選者の番号は一覧にしてホームページで公表します。

Q113：抽選結果は通知されるのか。

A：抽選の結果については、ホームページで公表します。個別に結果の連絡はしません。また、抽選の結果について異議申立ては認めませんので、予めご了承ください。

Q114：当選したら必ず補助金がもらえるのか。

A：当選＝交付決定ではありません。抽選によって決定するのは採択候補者となります。採択候補者の決定後、審査に進みますが、審査の結果、交付決定できない場合があります。また、当選し、交付決定となる場合でも、申請額全額を補助することを約束するものではありません。

Q115：申請書類一式は返却されるのか。

A：抽選によって落選された場合、当選したが不交付決定となった場合でも、申請書類一式は返却しませんのでご了承ください。そのため、大切な書類の原本は送付せず、写しを送付いただきますようご注意願います。